
令和4年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

令和4年3月18日(金)

1. 議事日程第5号

令和4年3月18日(金) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
- 第 2 討論
- 第 3 採決
- 第 4 発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

「大分県主要農作物種子条例(仮称)」の制定を求める意見書(案)について

中国政府による人権侵害行為の解決に向けた取組を求める意見書について

- 第 5 議員派遣について
 - 第 6 委員会の閉会中の継続調査について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
- 日程第 2 討論
- 日程第 3 採決
- 日程第 4 発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

「大分県主要農作物種子条例(仮称)」の制定を求める意見書(案)について

中国政府による人権侵害行為の解決に向けた取組を求める意見書について

- 日程第 5 議員派遣について
 - 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査について
-

出席議員(14名)

1 番 横山弘康

2 番 衛藤和敏

3 番	河 島 公 司	4 番	細 井 良 則
5 番	松 下 善 法	6 番	小 幡 幸 範
7 番	松 本 真由美	8 番	石 井 龍 文
9 番	宿 利 忠 明	10番	河 野 博 文
11番	秦 時 雄	12番	高 田 修 治
13番	藤 本 勝 美	14番	大 野 元 秀

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	清 原 洋 一	議事庶務班主幹	秦 久里子
議事庶務班主査	後 藤 佳 子		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	副 町 長	秋 吉 一 徳
教 育 長	梶 原 敏 明	総 務 課 長	石 井 信 彦
基地・防災対策課長 兼政策法務課長	瀧 石 裕 一	企画商工観光課長	衛 藤 正
企画商工観光課参事	藤 井 正 盛	税 務 課 長	穴 井 陸 明
福祉保険課長	西 村 正 明	子育て健康支援課長	横 山 芳 嗣
建設水道課長	長 柄 義 正	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 八 栄
人権確立・ 部落差別解消 推進課長兼 隣保館長	山 本 恵 一 郎	会計管理者兼 会計課長兼 住民課長	時 枝 弘 法
教育政策課長兼 学校給食センター所長	長 尾 孝 宏	教育政策課 指導企画監	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海 洋 センター所長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	秋 好 英 信	社会教育課参事	武 石 洋 子
監 査 委 員 事 務 局 長	和 田 育 男	監 査 委 員	河 野 好 美
総務課長補佐兼 行政班主幹	神 田 裕 一		

午前10時00分開議

○議長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

○議長（大野元秀君） 日程第1、委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、予算常任委員会の報告を求めます。

予算常任委員会委員長松本真由美君。

○予算常任委員長（松本真由美君） おはようございます。

予算常任委員会報告。

令和4年第1回玖珠町議会定例会において、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案第2号から議案第14号までの13議案について、3月7日、8日、9日の3日間、執行部出席の下、審査した結果を報告します。

予算常任委員会は、全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化します。

1 議案第2号 令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第12号）

総務課長から当該議案について概要説明があり、その後、担当課長から科目ごとの説明を受けました。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,435万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ115億1,299万2,000円とするものです。

また、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についてそれぞれ補正するものです。

主な補正の内容は次のとおりです。

○特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする事業の基金積立てを実施

○豪雨災害に伴う災害復旧事業の減額

○公共施設等総合管理基金の積立てを実施

○その他、決算見込みによる調整

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第3号から議案第7号までの令和3年度各特別会計及び水道事業会計補正予算については、いずれも決算見込みによる補正です。

議案第3号 令和3年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和3年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第5号 令和3年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第6号 令和3年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第7号 令和3年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）

審査の結果、以上の5議案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第8号 令和4年度玖珠町一般会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億4,500万円、前年度に比べて3,700万円の減額、伸び率はマイナス0.36%となっています。

予算編成の基本方針として、

○新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底と地域経済の活性化に取り組み、アフターコロナを見据えた基盤づくりとして、新たなデジタル社会に対応したシステムの構築を図る

○令和2年7月豪雨災害及び令和3年8月大雨災害からの復旧・復興をはじめ、国土強靱化に向けた環境整備、町民の安全安心の観点から引き続き防災行政無線のデジタル化を推進する

○地域産業の振興に積極的に取り組み、農林畜産物のブランド化による農家所得の向上に向けた支援を行う

○多くの町民が参加しやすいまちづくりの仕組みを構築し、協働参画のまちづくりを推進する。また、人口減少対策として、若者の仕事を確保する企業誘致と子育てしやすい環境を整える

以上のような説明を受けました。

委員会の審議における附帯意見。

行政運営に対しては、常に町民目線でスピード感を持った対応をするとともに、主な事業については進捗状況を議会に報告すること。

特に以下の3点について、申し添えます。

○三日月の滝公園事業等、計画をしっかりと立て、それぞれ黒字化を目指していただきたい

○デジタル化による新しい生活様式の構築は、アプリ等の利用者数やその利便性を常に調査、検証し、投資効果のあるものにしていただきたい

○開発費や管理運営費等を適正にするため、随意契約においても十分公平性を保てる努力をしていただきたい

本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、

議案第9号 令和4年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第10号 令和4年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算

議案第11号 令和4年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第12号 令和4年度玖珠町介護保険事業特別会計予算

議案第13号 令和4年度玖珠町簡易水道特別会計予算

議案第14号 令和4年度玖珠町水道事業会計予算

について、審査の結果、以上の6議案は各特別会計及び水道事業会計の当初予算であり、執行部より詳細にわたる説明を受け、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案13件の審査結果の報告を終わります。

なお、予算常任委員会委員より出された様々な質疑応答については別紙を添付していますので、執行部においては、これを真摯に受け止め、予算の執行に反映されるように申し添えます。

○議 長（大野元秀君） 予算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

予算常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務建設農林常任委員会の報告を求めます。

総務建設農林常任委員会委員長高田修治君。

○総務建設農林常任委員長（高田修治君） 総務建設農林常任委員会報告をいたします。

令和4年第1回玖珠町議会定例会において、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案12件、陳情1件について、3月10日、執行部出席の下、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第19号 玖珠町行政組織条例の一部改正について

本案は、持続可能な玖珠町の実現に向け、SDGs及びDXの推進による住民ニーズの多様化に柔軟に対応する組織に変更するために条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）商工観光政策課は、現在の企画商工観光課の6つの分掌事務がそのまま移行するのか。

（答）広報やホームページの事務を加えて、7つの分掌事務となります。

（問）デジタル化の推進は、みらい創生課に入るのではないか。

（答）みらい創生課は、企画部門として、これからの玖珠町全体の政策に取り組みます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第20号 玖珠町情報公開条例の一部改正について

本案は、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律による「個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）」に伴い、引用する規定の整理を行うため、条例の一部を改正

するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第21号 玖珠町個人情報保護条例の一部改正について

本案は、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律による「個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）」に伴い、引用する規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第22号 玖珠町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

本案は、人事院勧告の趣旨を尊重し、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第23号 玖珠町職員の給与に関する条例等の一部改正について

本案は、人事院勧告の趣旨を尊重し、国等の給与改定の事情を考慮して、期末手当の支給割合の改定等を行う必要があるため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第24号 玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

本案は、災害発生時の応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 災害時の夜間の見回りなどが想定される。1日につきとなっているが、夜間はどうか。

(答) 夜間の業務には、別に時間外勤務手当を支給します。

(問) 災害時の応急対応の判断は誰がするのか。

(答) 警報が発令されて、対策本部等が設置された場合を想定しており、対策本部の判断により対応することとなります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第25号 玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、町営駐車場の適切な運営や管理を行う上で、特に放置自動車の駐車期間の超過等に対し明確に対応するため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 現在、長期間駐車している車両は本条例の対象となるのか。

(答) 条例公布後の駐車車両が対象となります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第27号 玖珠町税条例の一部改正について

本案は、入湯税の課税免除の範囲を明確にするため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 他市町村では災害時などは無料ということが多いようだが、入湯税の課税方法はどのようにしているのか。

(答) 入湯税は申告による課税となっています。今回の改正で、被災者等の入湯税を免除することとします。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第29号 玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、下綾垣公民館・消防第61部消防詰所複合施設の建設により自治公民館の名称を変更するためと大浦自治公民館の完成に伴い位置を変更するために条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 綾垣生活改善センターの対象自治区は幾つか。新たな下綾垣公民館は、下綾垣自治区だけなのか。

(答) 以前は5自治区が対象でした。下綾垣公民館は下綾垣自治区のみが管理し、必要に応じて使用した自治区から使用料を頂くこととなります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第30号 玖珠町消防団条例の一部改正について

本案は、消防団員の処遇改善により、消防団への入団促進及びその継続的な活動の維持を図るため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 消防団員の退職金は変わらないのか。

(答) あくまでも団員報酬と出動報酬の改正で退職金には影響しません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第31号 玖珠町簡易水道事業条例の一部改正について

本案は、代太郎簡易水道を給水施設へ移行するに当たり、当該簡易水道に係る規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第32号 玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、代太郎簡易水道を給水施設へ移行するため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 陳情第1号 杉河内集落内道路(町道)の拡幅整備に伴う陳情書

本陳情は、杉河内集落内の町道の拡幅整備についての陳情であり、道路拡幅に必要な町道沿線地権者の無償提供も得ているとのことでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案12件、陳情1件の審査の結果の報告

を終わります。

以上です。

○議長（大野元秀君） 総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、企画民生教育常任委員会の報告を求めます。

企画民生教育常任委員会委員長松下善法君。

○企画民生教育常任委員長（松下善法君） 企画民生教育常任委員会報告。

令和4年第1回玖珠町議会定例会において、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案9件について、3月11日、執行部出席の下、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第17号 辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定について

本案は、山浦辺地に係る公共施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、策定するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）防火水槽の設置や中学校跡地の活用について、地元からの要望はないか。

（答）現時点で、事業計画4年以内は、防火水槽の設置や中学校跡地の具体的な計画はありません。審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第18号 辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の一部変更について

本案は、公共的施設を必要とする事情「（3）町道は、当該集落内を結ぶ重要な生活道路であるが、路面の老朽化及び幅員狭小による離合困難及び急峻地形のため、危険であり、通行に支障をきたしている。このため、改装舗装、拡幅等を行うことによって、集落内環境整備ができ、生活・産業道路として期待される。」を追加し、公共的施設の整備計画（令和3年度から令和7年度まで5年間）を改めるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）この辺地計画は、計画策定から僅か1年での変更だが、事業量増加の部分は当初見込めなかったのか。また、特定財源の内訳はどうなっているか。

（答）計画策定段階では、事業費増加は見込んでいなかったため、当初の計画には上げていませんでした。また、特定財源は防衛の民生安定事業費です。

（問）町道、車谷・石飛線については、完成が長期間にわたると説明を受けているが、令和8年度以降の辺地計画に盛り込むのか。

（答）その予定です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第26号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、第2条の表、次世代教育環境整備基金の項、設置の目的の欄中「新中学校設立のため校舎建設等」を「学校施設等の整備」に改め、あわせて事務運用を見直し、用品調達基金を廃止するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 新中学校設立から3年を経過するが、なぜ設置目的の変更が今の段階なのか。

(答) 条例を見直す中で、改正の時期が遅れました。

(問) 基金残高は幾らか。

(答) 1,505万8,981円です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第28号 玖珠町子ども医療費助成条例の一部改正について

本案は、子ども医療費助成事業を10年間延長するとともに、対象年齢を令和4年10月から満18歳に達する以後の3月31日まで拡大するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 施行日が、10月1日から18歳までになるとあるが、4月から9月までの保険料は助成の対象になるか。

(答) 来年度に限り、4月から9月までの助成はしません。

(問) 助成対象の「子どもが婚姻していない」とあるが、女性は16歳で婚姻でき、婚姻していても無職の方もいるが、助成はできないか。

(答) 民法上、婚姻をした場合、保護者の保護から外れ一人の独立した成人となりますので、助成の対象外となります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第33号 玖珠町特別出産祝金支給条例の廃止について

本案は、国の特別定額給付金事業における誕生日により同学年間に生じる課題を解決する条例の目的を達成したため、廃止するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第36号 玖珠町自治会館の指定管理者の指定について

本案は、玖珠町自治会館の指定管理者を指定するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 指定管理期間が5年間だが、途中で会長が変わった場合はどうなるのか。

(答) その地区のコミュニティ運営協議会に指定管理しますので、問題ありません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第37号 玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定について

本案は、玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者を指定するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 出荷物については、玖珠町産の農産物にこだわると考えていいのか。

(答) 基本的には、町内産の農産物等をメインに販売しますが、冬季については出荷物が減少しますので、調整しながら行っています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第38号 玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定について

本案は、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者を指定するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 出荷者は、北山田と山浦地区だけに限定しているが、今後も継続するのか。

(答) これまでと変更ありません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第39号 玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者の指定について

本案は、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者を指定するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 中長期的な事業計画は提出されているのか。

(答) プロポーザルの段階で、各施設の中長期的な活用方法の提案は受けています。今後は、各年次計画の提出を求めています。

(問) 機器の故障や施設の修繕の費用についての取決めはどうなっているか。

(答) 協定書の中に、施設の修理等の責任区分をうたっています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案9件の審査結果の報告を終わります。

○議 長 (大野元秀君) 企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 質疑なしと認めます。

企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議 長 (大野元秀君) 日程第2、これより討論を行います。

議案第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 議案第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 4 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 5 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 6 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 7 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 8 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 9 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 10 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 11 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

3番河島公司君。

○3 番 (河島公司君) 3番、河島です。

産みやすく育てやすいまちづくりの推進のためにも、私は大いに賛成します。この事業は、人勧の趣旨から職員に対するものですが、これが町全体への広がりのあるものになることを希望します。

以上です。

○議 長 (大野元秀君) 反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 議案第25号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 陳情第 1 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (大野元秀君) 以上で討論を終わります。

日程第 3 採決

○議 長 (大野元秀君) 日程第 3、これより採決を行います。

議案第 2 号、令和 3 年度玖珠町一般会計補正予算 (第 12 号) について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長 (大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号から議案第 7 号までの 5 議案は、令和 3 年度特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (大野元秀君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号から議案第 7 号までの 5 議案については、一括採決することに決定いたしました。

議案第 3 号から議案第 7 号までの 5 議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長 (大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第 3 号から議案第 7 号までの 5 議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、令和 4 年度玖珠町一般会計予算に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長 (大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第14号までの6議案は、令和4年度特別会計及び水道事業会計の当初予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第14号までの6議案については、一括採決することに決定いたしました。

議案第9号から第14号までの6議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第9号から議案第14号までの6議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の一部変更についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、玖珠町行政組織条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、玖珠町情報公開条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、玖珠町個人情報保護条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、玖珠町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、玖珠町職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、玖珠町基金条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、玖珠町税条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、玖珠町子ども医療費助成条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案の

とおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、玖珠町消防団条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、玖珠町簡易水道事業条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、玖珠町特別出産祝金支給条例の廃止についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、玖珠町自治会館の指定管理者の指定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者の指定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号、杉河内集落内道路の拡幅整備に伴う陳情書に対する委員長報告は原案のとおり採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

△

午前10時58分 再開

○議長(大野元秀君) 再開します。

日程第4 発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

「大分県主要農作物種子条例(仮称)」の制定を求める意見書(案)について

中国政府による人権侵害行為の解決に向けた取組を求める意見書について

○議長(大野元秀君) 日程第4、発議を議題とします。

お手元に配付しておりますように、議会運営委員会による発議第2号、総務建設農林常任委員会に

よる発議第3号、衛藤議員による発議第4号が提出されています。これを直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

ここで、発議第2号、発議第3号及び発議第4号の3発議について、提出者の説明を求めます。

初めに、発議第2号提出者、議会運営委員会委員長藤本勝美君。

○議会運営委員長（藤本勝美君）

発議第2号

令和4年3月18日

玖珠町議会

議長 大野元秀 殿

提出者 玖珠町議会議会運営委員会委員長 藤本勝美

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案について、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条の第3項の規定により提出します。

玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例

玖珠町議会委員会条例（昭和62年玖珠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務建設農林委員会の項所管事項の欄中「政策法務課」を「契約検査課」に改め、同表企画民生教育委員会の項を次のように改める。

- 企画民生教育委員会 7人
- (1) みらい創生課の所管に属する事項
 - (2) 商工観光政策課の書簡に属する事項
 - (3) 福祉保険課の所管に属する事項
 - (4) 子育て健康支援課の所管に属する事項
 - (5) 住民課の所管に属する事項
 - (6) 人権確立・部落差別解消推進課の所管に属する事項
 - (7) 教育委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上。

○議長（大野元秀君） ただいま議会運営委員会委員長藤本勝美君から説明がありましたが、これについて質疑を行います。

発議第2号について質疑はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員会委員長藤本勝美君、自席にお戻りください。

次に、発議第3号提出者、総務建設農林常任委員会委員長高田修治君。

○総務建設農林常任委員長（高田修治君）

発議第3号

令和4年3月18日

玖珠町議会

議長 大野元秀 殿

提出者 玖珠町議会総務建設農林常任委員会委員長 高田修治

「大分県主要農作物種子条例（仮称）」の制定を求める意見書（案）について

上記の議案を、別紙のとおり玖珠町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書（案）を読み上げて説明に代えさせていただきます。

「大分県主要農作物種子条例（仮称）」の制定を求める意見書（案）

2018年主要農作物種子法が廃止されたことを受け、大分県において将来にわたり継続的に主要農作物の生産と安定供給及び品質確保を維持できるようにすることは、大分県内の農業者への支援と大分県民に安心安全な食糧の安定供給を行うために重要と考えます。

気候変動への対応と先進的な環境保護の観点から、国連が推進する持続可能な循環型の地域社会を大分県で実現するためには、地域の食文化を支えてきた在来種である固有の品種の発掘、保護、奨励及び大分県が知的財産権を有する品種の保護と奨励を条例で定めることで、地域文化の継承や生物多様性の保護、地域ブランドの創出及び食育の推進に貢献できると考えます。

県内屈指の農業地域である玖珠町にとって、条例の制定を通じて生産者を保護することは極めて重要であり、ひいては県内の地産地消にも寄与できると考えます。

よって、生産者や消費者等の関係者に意見を聴取され、「大分県主要農作物種子条例（仮称）」の

実現を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年3月18日

大分県玖珠町議会議長 大野元秀

大分県知事 広瀬勝貞 殿

以上であります。

○議長（大野元秀君） ただいま総務建設農林常任委員会委員長高田修治君から説明がありましたが、これについて質疑を行います。

発議第3号について質疑はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

総務建設農林常任委員会委員長高田修治君、自席にお戻りください。

次に、発議第4号提出者、2番衛藤和敏君。

○2番（衛藤和敏君） 議席番号2番、衛藤です。

発議第4号

令和4年3月18日

玖珠町議会

議長 大野元秀 殿

提出者 玖珠町議会議員 衛藤和敏

賛成者 々 横山弘康

々 々 細井良則

中国政府による人権侵害行為の解決に向けた取組を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり玖珠町議会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書案に基づいて説明をいたします。

中国政府による人権侵害行為等の解決に向けた取組を求める意見書（案）。

現在、中国政府は、新疆ウイグル自治区、チベット、内モンゴル自治区等において「中華民族共同体」の名の下、弾圧を繰り返しています。国連の人種差別撤廃委員会は2018年9月、中国政府に対す

る総括所見を公表し、「切実な懸念」を表明しています。

香港では「表現の自由」等の基本的人権が著しく損なわれ、不当な理由から民主活動家の逮捕が相次いでいます。

国及び関係機関が、中国政府による人権弾圧について、国際社会と歩調を合わせ、国際法に基づき基本的人権の尊重、自由・民主・信仰という国際社会における普遍的価値が確実に保証されるよう、実効性のある必要な措置を講じるよう次の事項を強く要望いたします。

記

1. 中国政府による人権侵害の実態を諸外国と協調し、実態を明らかにすること。
2. 毅然たる態度で人権問題解決の国際的リーダーシップを発揮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

大分県玖珠町議会議長 大野元秀

衆議院議長 細田博之 殿
参議院議長 山東昭子 殿
内閣総理大臣 岸田文雄 殿
官房長官 松野博一 殿
外務大臣 林芳正 殿
経済産業大臣 萩生田光一 殿

以上です。

大変苦しんでいる方々がおられます。何とか一助となればいいと思います。どうぞ御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大野元秀君） ただいま2番衛藤和敏君から説明がありましたが、これについて質疑を行います。

発議第4号についての質疑はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

2番衛藤和敏君、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

発議第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(大野元秀君) 発議第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(大野元秀君) 発議第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(大野元秀君) 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第2号、玖珠町議会委員会条例の一部改正について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野元秀君) 異議なしと認めます。

発議第2号について、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、発議第2号は可決されました。

次に、発議第3号、「大分県主要農作物種子条例(仮称)」の制定を求める意見書について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野元秀君) 異議なしと認めます。

発議第3号について、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、発議第3号は可決されました。

次に、発議第4号、中国政府による人権侵害行為の解決に向けた取組を求める意見書について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（大野元秀君） 起立多数です。

よって、発議第4号は可決されました。

日程第5 議員派遣について

○議 長（大野元秀君） 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

今定例会より6月定例会までの議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長（大野元秀君） 日程第6、委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会、基地対策特別委員会及び議会広報特別委員会の各委員長から、各委員会の所掌事務及び目下各委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出が提出されています。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会、基地対策特別委員会及び議会広報特別委員会の各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

町長より、発言の申出がありましたので、これを許します。

宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、令和4年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げたいと存じます。

まず初めに、行政報告から申し上げます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等を対象に、1世帯当たり10万円を支給するものでございますが、本町では、年明け1月21日より、臨時特別給付金支給要件確認書を1,930世帯に送付いたしまして、うち1,736世帯、約89.95%、9割の方から確認書が提出をされております。支給状況につきましては、昨日までに1,711世帯、1億7,110万円の支給が完了している状況でございます。

また、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円を給付するものでございます。玖珠町から児童手当を受給されている世帯に対しまして、昨年12月27日に支払いを完了いたしまして、高校生のみ世帯や公務員世帯につきましては、1月31日から随時支払いを行っております。3月15日までの支払い状況につきましては、1,089世帯、2,023名分の2億230万円の実績となっているところでございます。

なお、新生児につきましては、年度内申請が間に合わないケースもございますので、令和4年度予算におきましても対応することといたしております。

続きまして、日出生南部地区の自治区合併について報告を申し上げます。

来週の3月24日木曜日午前10時から、日出生南部地域自治区の合併による日出生台自治区発足式が、日出生南部コミュニティーセンターで行われます。新たな名称を日出生台自治区と呼び、堤、車谷、長谷、小野原1、小野原4の計5自治区から成り、合併後は31世帯の自治区となります。発足式では、地元の住民の皆様参加により、各自治区の自治委員と町長による自治区合併調印式など予定をしております。4月1日から新たな自治区として活動を行っていただくことになっております。

続きまして、福岡市の長住中央公園オープニングセレモニーに関連する長住・玖珠交流30周年記念イベントの開催について報告を申し上げます。

今月末の3月27日日曜日に、玖珠町と福岡市南区長住地区の交流30周年を記念いたしまして、今回リニューアルされた長住中央公園におきまして、オープニングセレモニーと長住・玖珠交流30周年記念イベントが開催をされます。この交流は、玖珠・長住交流実行委員会と玖珠町ふるさとキャラバン隊によるもので、今年で交流開始30年という節目を迎えることに当たり、相互の交流を通じて育まれた友好協力関係をさらに推進するため、両方で友好交流協定を締結するというものであります。当日は、式典のほか、ジャンボこいのぼりのくぐり抜け、また古後神楽も披露される予定となっております。玖珠町といたしましては、交流人口の増加につながるものと、大きな期待を寄せているところでございます。

3月30日水曜日でございますが、古後の大浦自治区の主催により、大浦自治公民館落成式が行われます。新たな自治公民館は、旧公民館の老朽化により新築したものでありまして、木造平家、床面積で78.7平方メートルでございます。地域コミュニティや防災の拠点としての活用が期待されているものでございます。

次に、現在、役場庁舎1階の町民ホールで開催をしております「全国水平社創立100周年記念パネ

ル展」について報告を申し上げます。

この展示は、差別に苦しむ被差別地区の方々が、人間としての平等を願い、差別からの解放を目指す運動を進めるため、全国水平社を創設いたしました1922年、大正11年になりますが、3月3日から100周年となることに合わせて、パネル展示を開催しているものでございます。住んでいるところで差別されるという理不尽な差別が生まれて、現在もなお全国各地で部落差別解消の取組が続いている状況でございます。正しい知識と考え方をより多くの町民の皆様を知っていただくため、今後も様々な取組を行っていきたくと考えております。なお、パネル展は今月末まで役場ロビーで開催しておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

また、一方で、本議会の会期中におきまして、玖珠町議会として「ロシアによるウクライナ侵攻に対し、平和的解決を求める決議」が行われました。改めて申し上げるまでもなく、このことは、国際社会、ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認することはできません。玖珠町も、県内4町村で構成されております大分県町村会におきまして、国に対し、在留邦人の安全確保や国民生活への影響対策について万全を尽くし、厳格かつ適切な対応を講じ、一日も早い平和的解決に全力で尽くすことを強く要請する決議をいたしました。理不尽なこの侵攻が一日も早く終わり、ウクライナに平和が訪れることを願うとともに、本町ででき得る支援につきましては積極的に行っていく所存でございます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

さて、今定例会は3月1日から本日までの会期でございましたが、議員各位には、年度末の公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り、提出させていただきました令和4年度一般会計当初予算案をはじめ38案件につきまして、真摯かつ熱心に御審議を賜り、いずれの案件も御承認をいただきました。大変ありがとうございました。

今回の議会では、本会議をはじめ各常任委員会や予算常任委員会での審議や審査、協議の過程におきまして、町が直面する様々な課題につきまして、熱心な議論と多くの意見を賜ったところでございます。重ねて御礼を申し上げます。

また、今議会は、私にとりましても玖珠町長選挙後、初の議会となりますが、これまでも増して住民の皆様の声に耳を傾け、多くの皆様の期待する町政の実現に今後も邁進していく覚悟でございます。議員各位にも引き続きの御指導、御鞭撻をお願い申し上げたいと存じます。

季節は春本番に向かっております。桜の開花など、春の訪れが待ち遠しいとは思いますが、この時期は季節の変わり目でもございます。議員各位におかれましては、体調管理に十分御留意をされ、町政発展のため、ますます御尽力、御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。令和4年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議 長（大野元秀君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和4年第1回玖珠町議会定例会は、去る3月1日開会以来、本日までの18日間にわたり、議員各

位はもとより、執行部におきましても終始極めて真剣な御審議をいただき、いずれも重要な案件について適切な議論を得ましたことを感謝申し上げます。加えて、議会運営に御協力いただきまして感謝申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大が続き、日本中で平穏な生活が脅かされました。玖珠町議会においても、マスク着用や、感染防止のため、議会の傍聴について町民の皆様にご自粛をお願いしなければならないという事態になってしまいました。また、町内における幼稚園や小中学校の入学式、卒業式も関係者のみの参加における規模縮小による実施や、各イベントの中止や延期など、玖珠町のまちづくり活動に大きな影響をもたらしました。

そして、夏場には、8月豪雨による災害も発生し、橋梁や住宅、農地などに大きな被害をもたらしました。被災された住民の方々に心よりお見舞い申し上げます。

本来であれば、桜の開花など春の気配を感じられるようになり、小中学校や高校の新学期スタートなど、爽やかな心弾む季節でもあります。幸い大分県においては2月20日にまん延防止措置も解除され、また、全国的にも18都道府県に残されておりました措置が今月21日をもって全面解除されることとなり、新しい社会活動が求められると思います。一日も早く困難を乗り越え、新しい年度、令和4年度のまちづくりに取り組んでいくことをお約束するものです。

結びに、3月31日付をもちまして定年を迎えられます職員の方々をはじめ、今期で退職されます職員の皆様には、長きにわたり町政発展のために御尽力をいただき、議会を代表いたしましてお礼を申し上げます。長い間お疲れ様でした。今後の人生は、健康に御留意されまして、培われました経験を生かし、まちづくりに格段の御協力をお願い申し上げます。

これをもちまして、令和4年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月18日

玖珠町議会議長 大野元秀

署名議員 横山弘康

署名議員 松本真由美